

## 広島県告示第七百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 (五二二) 矢賀二丁目	土砂災害警戒区域 の自然現象 の発生原因 因となる の土砂災害	所在地 広島県広島市東区矢賀二丁目地内
次の一図のとおり (五二二) 矢賀二丁目	表区域 域 示の	土砂災害特別警戒区域 の区域の名
次の一図のとおり (五二二) 矢賀二丁目	の自然現象 の発生原因 因となる の土砂災害	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土第表 め第、關防に砂ニ示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。